

【表紙】

【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第4項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	アレン・アンド・オーヴェリー外国法共同事業法律事務所 弁護士 伊藤 理
【住所又は本店所在地】	東京都港区六本木6丁目10番1号六本木ヒルズ森タワー38階
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	平成24年3月8日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	アジア・アライアンス・ホールディングス株式会社
証券コード	9318
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（外国会社）
氏名又は名称	サンフンカイアンドコーリミテッド (Sun Hung Kai & Co. Ltd.)
住所又は本店所在地	香港、コーズウェイ・ベイ、ハイサン・アベニュー33、ザ・リー・ガーデンズ42階 (42nd Floor, The Lee Gardens, 33 Hysan Avenue, Causeway Bay, Hong Kong)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都港区六本木6-10-1六本木ヒルズ森タワー38階 アレン・アンド・オーヴェリー外国法共同事業法律事務所 弁護士 中島 太郎
電話番号	03-6438-5200

2【提出者（大量保有者） / 2】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（外国会社）
氏名又は名称	イトソリミテッド (Itso Limited)
住所又は本店所在地	香港、コーズウェイ・ベイ、ハイサン・アベニュー33、ザ・リー・ガーデンズ42階 (42nd Floor, The Lee Gardens, 33 Hysan Avenue, Causeway Bay, Hong Kong)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都港区六本木6-10-1六本木ヒルズ森タワー38階 アレン・アンド・オーヴェリー外国法共同事業法律事務所 弁護士 中島 太郎
電話番号	03-6438-5200

3【提出者（大量保有者） / 3】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（外国会社）
---------	----------

氏名又は名称	ロングセットインベストメンツリミテッド (Long Set Investments Limited)
住所又は本店所在地	香港、ワンチャイ、グロスター・ロード 138、アライドカジマビルディング、18階、1801 (1801, 18th Floor, Allied Kajima Building, 138 Gloucester Road, Wanchai, Hong Kong)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都港区六本木6-10-1六本木ヒルズ森タワー38階 アレン・アンド・オーヴェリー外国法共同事業法律事務所 弁護士 中島 太郎
電話番号	03-6438-5200

第3【訂正事項】

訂正される報告書の報告義務発生日	平成24年2月24日
訂正される提出書類名	変更報告書 No.16
訂正内容	2 提出者(大量保有者) / 2 (6) 当該株券等に関する担保契約等重要な契約

訂正前

2【提出者(大量保有者) / 2】

(6)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

—

訂正後

2【提出者(大量保有者) / 2】

(6)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

平成24年2月24日に提出者に割り当てられた株式については、提出者と発行会社との間で締結された引受契約に基づき、ロックアップ条項の制限を受けている。当該ロックアップ条項により、提出会社は、平成24年2月24日から365日間は、一定の場合を除き、発行会社からの事前の書面による同意なくして、子会社、親会社又はグループ会社以外の第三者に当該株式の一部又は全部を売却又は譲渡することが制限されている。